

Case36 再婚しそうな妻に再婚しない場合のみ相続させる場合 新興宗教に入信した長女には相続させることとするが、改宗した場合

背景 自分の死後、妻が再婚しているが、もしも、妻には財産を相続させてよいと思つてゐる。妻は財産を将来再婚相手のものとなる可能性が高い。そのようなことになつては耐えらつてしまふ可能性がある。

再婚することになると、相続財産は将來を考慮に入れなくてはならない。そのため、妻が再婚しない場合に限り、財産を相続させたい。

- | 想定されるトラブル等 | 対処方法 |
|-----------------|--|
| ○妻及び長女による相続権の主張 | 妻に対しては再婚することを解説せしめ、財産を相続させ、除条件として財産を停止条件とし、妻に改宗を要するとして財産を相続させる。
(→Point1) |

○妻による相続財産の処分	先祖伝来の土地建物などの重要な財産の相続はさせない 解除条件成就の効果を相続開始時に過らせる旨記載する (→Point2)
○妻が再婚した時、長女が改宗しないことに確定した時の相続財産の帰属	他の共同相続人間で遺産分割の協議をすることになるが、妻の再婚、長女の非改宗が確定したことを見た上で特定の相続人に相続させる遺言をしておくことも可能である。 (→Point3)

モデル文例

※自筆証書遺言の例

遺言書

- 第1条 遺言者は、次のとおり相続人と指定する。
- 1 妻 甲野春子(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)16分の4
 - 2 長男 甲野一郎(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)16分の8
 - 3 二男 甲野次郎(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)16分の2
 - 4 長女 甲野秋子(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)16分の2
- 第2条 遺言者は、妻甲野春子に、遺言者の所有する下記不動産を相続させらる。ただし、妻甲野春子が再婚したときは、この遺言及び前条1の遺言の効力は相続開始時に

遡って失われるものとする。

- 1 東京都〇〇区〇一丁目2番3号所在の土地建物
 - 2 ○○県〇〇市〇〇二丁目3番4号所在の宅地
- 第3条 遺言者は、長男甲野一郎に、遺言者の有する下記不動産、預金と相続させる。

1 東京都〇〇区〇一丁目4番地所在の土地建物

2 ○○銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第4条 遺言者は、二男甲野次郎に、遺言者の有する下記預金と相続させる。

○○銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第5条 遺言者は、長女甲野秋子に、遺言者の有する下記預金と、同人が○○宗教団体を脱退し改宗するこゝと条件として相続させる。

○○銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

第6条 妻甲野春子が再婚した場合、第2条1・2記載の不動産は長男甲野一郎に相続させる。この場合、長男甲野一郎の相続分と16分の12に改める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日	妻
住所 東京都〇〇区〇〇三丁目4番地	甲野 太郎
	(印)

解説

Point1 妻に対しては再婚することを解除条件として財産を相続させ、長女に対しては改宗を停止条件として財産を相続させる

再婚しそうな妻であっても、遺言者の生前に離婚をしない限り相続権があります。そこで、妻が再婚しない場合のみ相続させる方法として、再婚することを解除条件として相続させる遺言をする方法があります。また、長女が改宗した場合に限り相続させる方法として、改宗を停止条件として相続を認める方法があります。長女については、信教の自由との関係で、手段の理由もないのに改宗を条件とすることは問題ですが、財産をすべて寄進してしまう現状であれば、改宗を条件とすることも許されると思われます。なお、信仰をやめるか否かは、長女の意思に係ることになりますので、「停止条件附法律行為ハ其条件力單ニ債務者ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス」と規定する民法134条（純粹隨意条件）に触れることにならないか疑問がありますが、教団からの脱退改宗は、単に意思のみにかかるのではなく債務者の行為にかかる停止条件とみられますので、遺言は有効とみてよいでしょう（川島武宣「民法総則（法律学全集17巻）」有斐閣257頁）。

Point2 先祖伝来の土地建物などの重要な財産の相続はさせない。解除条件成就の効果を相続開始時に遡らせる旨記載する

妻が再婚して解除条件が成就するまでの間、相続財産は妻のものとなっていましたから、処分は自由にできることになります。そこで、民法127条3項に従い、条件成就の効果を相続開始時にまで遡らせることを記載しておくと、仮に再婚を念頭に置きながら相続財産の処

分をした場合には、処分の相手方である善意の第三者から相続財産を取り戻すことは無理としても、他の相続人から妻に対し損害賠償の請求が可能となります。再婚しそうな妻に対しては、先祖伝来の土地建物などの重要な財産の相続はさせない方がよいと思います。

Point3 他の共同相続人間で遺産分割の協議をすることになるが、妻の再婚、長女の非改宗が確定したことを持続条件として特定の相続人に相続させる遺言をしておくことも可能である

再婚という解除条件の成就により、妻へ財産を相続させる遺言の効力は失われ、当該財産は遺産性を取得し、共同相続人間で遺産分割協議をするか、調停あるいは審判によりその帰属を決めることになります。もし、遺産分割協議をすることが好ましくないのでしたら、妻の再婚を持続条件として、特定の相続人に当該財産を相続させる遺言をしておくこともできます。

また、長女が改宗しないことを決意し、停止条件付の相続させる遺言の利益を放棄する旨、他の相続人に表明したときも、当該財産は遺産性を取得することになり、遺産分割協議が必要となります。

Case37

長男に唯一の不動産を相続させ、長男が他の相続人に代償金を支払うようにさせる場合

背景

遺言者は、夫に先立たれ、唯一の財産である居宅に長男夫婦と同居して生活している。長男には、長年にわたって生活の面倒をみてもらっているほか、療養看護にも尽くしてもらっている。相続人は、子の3人であるが、居宅とその敷地である土地を長男に単独取得させ、他の2人の子には、その相続分に応じた金額の代償金を支払わせることで解決したい。

作成ポイント

想定されるトラブル等	対処方法
○代償金支払の可能性 長男に代償金を支払う資力があるかなどを検討 (→Point1)	
○寄与分の主張 推定相続人の寄与分を考慮して相続分を指定 (→Point2)	